徳島県胃がん検診実施要領

1 目 的

この要領は、胃に発生するがんを早期に発見し、胃がんによる死亡率を減少させるために市町村が住民に対して実施する胃がん検診について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象として市町村が決定する。ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。

(2) 実施回数

原則として同一人について2年に1回行う。ただし、胃部エックス 線検査については、当分の間、年1回実施しても差し支えない。

なお、受診機会は必ず毎年度設けることとし、前年度受診しなかった 者に対しては、積極的に受診勧奨を行うものとする。

また、受診率については、以下の算定式により算定する。

受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数)-(前年度及び 当該年度における2年連続受診者数)/(当該年度の対象者数 *)×100

*対象者数は年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

(3) 実施方法

胃がん検診の実施方法は、次のとおりとする。

- A 対策型検診(住民検診型)
- B 任意型検診(人間ドック型)

3 事前準備

(1)対象者名簿の作成

市町村は、あらかじめ対象者名簿を作成し、対象者の把握と未受診者対策に努めるものとする。

(2) 胃がん検診の依頼

市町村は、検診実施機関へ検診を依頼するとともに所轄保健所へ日程を通知するものとする。

(3) 胃がん検診票の配布

市町村は、検診日時決定後、検診通知に併せて、胃部エックス線検査を受診する者に対しては、胃がん検診票(様式1-1, ① \sim 33部複写)を、胃内視鏡検査を受診する者に対しては、胃がん検診票(様式1-2, ① \sim 33部複写)及び同意書(様式6)を配布するものとする。

4 検診の実施

(1) 検診項目

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。 市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても 差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内 視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

(2) 問 診

胃がん検診票(様式1-1,①~③3部複写又は様式1-2,①~ ③3部複写)を使用し、年齢、現在の症状、既往歴、過去の検診の受 診状況等を聴取する。

(3) 胃部エックス線検査

- ア 胃部エックス線検査においては、胃がんの疑いのある者を効率的 にスクリーニングする点を考慮し、原則として対策型検診撮影法 (間接撮影)とするが、地域の実状に応じ、任意型検診撮影法(直 接撮影)を用いても差し支えない。
- イ 対策型検診撮影法は、10×10cm以上のフィルムを用い、撮影装置 は被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方 式・デジタル撮影方式が望ましい。
- ウ 対策型検診撮影法では、造影剤は180~220W/V%の高濃度低粘性 粉末バリウム120~150 ml使用し、胃部二重造影法による8体位を 基準とする。

(4) 胃内視鏡検査

- ア 受診者は左側臥位での検査を原則とする。
- イ 胃内視鏡検診の観察範囲は食道・胃・十二指腸球部とする。悪性 疾患の頻度の少ない十二指腸下行部の観察は必須としない。
- ウ 撮影コマ数は食道、胃、十二指腸を含めて、 $30\sim40$ コマを基準とする。
- エ その他、胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診 学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル (2024 年改定版)」(以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。)を参考に すること。

5 胃部エックス線写真の読影

胃部エックス線写真の読影は、原則として検診実施機関又は県医師会が設置した読影委員会により、日本消化器がん検診学会認定医等の十分な経験を有する2名以上の医師によって行い、その判定は、別紙1「エックス線写真読影判定基準」によること。

6 胃内視鏡画像の読影

胃内視鏡画像の読影に当たっては、ダブルチェックを必須とし、「胃内視鏡検診マニュアル」を参考にすること。なお、その判定は、別紙2を確認すること。

7 胃部エックス線検査結果の通知及び受診指導

(1) 検診実施機関は、胃がん検診票(様式1-1,②・③)、胃部精密検

査依頼書(様式2-1, ① \sim ③3部複写)及び胃がん検診結果一覧表(様式3-1)を速やかに市町村へ送付するものとする。

(2) 市町村は、受診者に対して、胃がん検診票(様式1-1,②)で通知するものとし、特に「要精検」と区分された者に対しては、胃部精密検査依頼書(様式2-1,①~③)を持って、精密検査実施医療機関へ速やかに受診するように指導するものとする。

ただし、検診実施機関が胃がん検診票の記載事項をもとに胃部エックス線検査結果通知書(様式4-1)を作成する場合においては、本文の規定による通知は、胃部エックス線検査結果通知書で通知することをもって、これに代えることができるものとする。

また、市町村は、胃がん検診票(様式1-1,3)を保存する。

(3) 市町村は、要精検者の受診結果等について把握し、受診指導及び受診状況の記録を、診査の記録に合わせて記録するとともに、継続的な指導に役立てる。

8 胃内視鏡検査結果の通知及び受診指導

- (1) 検診実施機関は、胃がん検診票(様式1-2,②)、胃内視鏡検査結果判定票(様式7,②)及び胃がん検診結果一覧表(様式3-2)を 速やかに市町村へ送付するものとする。
- (2)検診実施機関は、受診者に対して、胃内視鏡検査結果通知書(様式 4-2)と胃部精密検査依頼書(様式2-2,①~③3部複写)で通 知するものとし、特に「要精検」と区分された者に対しては、胃部精 密検査依頼書(様式2-2,①~③)を持って、精密検査実施医療機 関へ速やかに受診するように指導するものとする。
- (3) 市町村は、要精検者の受診結果等について把握し、受診指導及び受 診状況の記録を、診査の記録に合わせて記録するとともに、継続的な 指導に役立てる。
- (4) 市町村は、胃がん検診票(様式1-2,②)、胃内視鏡検査結果判定票(様式7,②)を保存する。
- (5) 二次読影実施機関は、胃がん検診票(様式1-2,③)、胃内視鏡検 査結果判定票(様式7,③)を保存する。

なお、クラウドシステム導入医療機関から依頼された二次読影を行う場合は、クラウド上に保存された内容をもってこれに変えることができる。

9 検診実施機関

- (1)検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、「胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考にするなどして、胃部エックス線検査・胃内視鏡検査の精度管理に努めることとする。
- (2)検診実施機関は、胃がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- (3)検診実施機関は、精密検査実施医療機関と連絡をとり、精密検査結果の把握に努めなければならない。
- (4)検診実施機関は、部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助

言に従い、実施方法等を改善に努めることとする。

(5) 胃内視鏡検診実施機関は、「徳島県胃がん検診における胃内視鏡検診 実施機関の登録に関する要領」で登録された医療機関のみとし、登録 されていない医療機関では、胃内視鏡検診は実施できないものとする。

10 精密検査及び結果の取扱い

- (1)精密検査実施医療機関は、精密検査の所見等を胃部精密検査結果通知書(様式2-1,②・③又は様式2-2,②・③)に記載し、速やかに市町村へ送付するものとし、精密検査の結果「胃がん」と判定された者に対しては、当該医療機関で治療を行うか、治療可能な医療機関を紹介するものとする。
- (2) 市町村は、胃部精密検査結果通知書(様式2-1, ③又は様式2-2, ③) を速やかに検診実施機関へ送付するものとする。

11 事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、「胃がん検診のためのチェックリスト(市町村用)」を参考にするなどして、検診の状況を把握した上で、保健所、地域医師会、検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるものとする。

12 実施報告

市町村は、検診実績をとりまとめ、胃がん検診・精密検査実績表(様式 5)を作成し、毎年5月31日までに所轄保健所を経由して県健康寿命推 進課へ報告するものとする。

13 その他

- (1) 胃部エックス線検診実施機関は、胃がん検診票(様式1-1,①) 及び胃部精密検査結果通知書(様式2-1,③)を5年間保存する。 また、胃部エックス線精密検査実施医療機関も、胃部精密検査依頼 書(様式2-1,①)を5年間保存するものとする。
- (2) 胃内視鏡検診実施機関は、胃がん検診票(様式1-2,①)、胃部精密検査結果通知書(様式2-2,③)、同意書(様式6)及び胃内視鏡検査結果判定票(様式7,①)を5年間保存する。二次読影実施機関は、胃がん検診票(様式1-2,③)、胃内視鏡検査結果判定票(様式7,③)を5年間保存する。

また、胃内視鏡精密検査実施医療機関も、胃部精密検査依頼書(様式2-2,①)を5年間保存するものとする。

なお、クラウドシステム導入医療機関においては、胃部精密検査結果通知書(様式2-2,③)及び胃内視鏡検査結果判定票(様式7,①)については、クラウド上に保存された内容をもってこれに変えることができる。

(3) 秘密の保持

市町村、保健所等の関係者は、この検診の特性に鑑み、検診結果の取扱いについて特に留意し秘密の保持をしなければならない。

附則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

なお、様式6については、平成10年度分に限り従来のものを使用することが出来る。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

なお、様式1については、用紙の印刷が間に合わない等やむをえない場合は 平成23年度分に限り従来のものを使用することができる。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、様式1-2及び様式7については、用紙の印刷が間に合わない等やむをえない場合は平成31年度分に限り従来のものを使用することができる。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

なお、様式7の刷り置きの用紙等については、当分の間、旧元号の部分を見

え消しにより新元号に修正して使用できる。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

なお、様式1-1については、用紙の印刷が間に合わない等やむをえない場合は令和2年度分に限り従来のものを使用することができる。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

なお、様式1-1及び様式1-2については、用紙の印刷が間に合わない等やむをえない場合は令和3年度分に限り従来のものを使用することができる。 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

なお、様式1-1及び様式1-2については、用紙の印刷が間に合わない等やむをえない場合は令和5年度分に限り従来のものを使用することができる。 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(式1-1 ① 一次検診機関保存用紙 ③ 市町村保存用紙 **胃 が ん 検 診 票(胃部エックス線検査用)** 問診前に必ずご確認ください。 以前, バリウムを飲んだ後に次のような症状がでた方は胃がん検診を受けられません。 ・じんましんがでた・気分が悪くなった ・顔色が青白くなった ・手足が冷たくなった ・のどがつまった ・息苦しくなった ・誤嚥(気管支に入ったことがある)

|--|

市町村			保険 区分	市町	村国保・	後其	高齢	ì • ÷	その他	国保・	協会けんぽ	・健康保障	剣組合・ 持	共済組合	・その他
住 所															
ふりがな 氏 名						1	男	2	女	生年 月日			電話 番号		
受 診 年月日	*	年	月	日	診断	名	*								

	問診事項	下の欄で当て	てはまるものを〇でかこみ, ()に必要事項を記入してください
1	最後に飲食をしたのはいつですか	昨日 ・ 今	7日 時 分
2	胃がん検診実施状況	0 初回診断	1 1年前受診 2 2年前受診 3 3年前受診
	前回の検診方法	1 胃 X 線核	· 食査 2 胃内視鏡検査
	前回の受診結果	a 異常なし	b 要精検 (病名は)
3	今までの既往歴	1 ない	2 ある a 胃がん b 胃炎 c 胃潰瘍 d 胃ポリープ e 十二指腸潰瘍 f 胆石 g 膵疾患 h その他()
	これまでに胃に関わる手術を受けたことはありますか	1 ない	2 ある (全摘 ・ 1/3切除 ・ 内視鏡治療)
4	ピロリ菌の検査を受けたことがありますか	1 ない	2 ある 検査結果は (不明 ・ 陰性 ・ 陽性)
	ピロリ菌陽性の方は除菌をしましたか		(いいえ・はい) (年前)
	除菌後の結果確認をしていますか		(未確認・確認済 [成功・失敗])
5	血縁者でがんになった人は	1 ない	2 ある 誰が () どこの()
6	胃の調子はどうですか	1 よい	2 悪い (a いつも b ときどき) 胃の痛み(食後・空腹・食事に関係なく) 胸焼け げっぷ 胃のもたれ はきけ 食欲がない その他()
7	最近やせてきましたか	1 いいえ	2 はい ()ヶ月に ()kg位
8	アレルギーはありますか	1 いいえ	2 はい a バリウム b その他()
9	便は毎日ありますか	1 はい	2 いいえ
	便の症状は	a 普通便	b 硬い便 c 下痢便
10	たばこを吸いますか	1 吸わない	2 吸う (1日 本)
11	お酒を飲みますか	1 飲まない	2 飲む (1日 酒・焼酎 合 ビール 本)
12	ペースメーカーまたは埋め込み型除細 動器を使用されていますか	1 いいえ	2 はい
13	「女性の方のみ」現在, 妊娠していますか	1 いいえ	2 はい

	最終判定	診断者	判定	基準
	Α	1	0	1
検	A	 所見部位	2	3
診		70 兄命也	4	5
結	В	=A blor +v	Jul -	++ :#-
		診断者	判定	基 準
果		2	0	1
	С	————— 所見部位	2	3
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	5

[注]最終判定欄のABC区分に必ずOをつけるようお願いします。

胃がん検診票(胃部エックス線検査用)問診前に必ずご確認ください。
以前、バリウムを飲んだ後に次のような症状がでた方は胃がん検診を受けられません。
・じんましんがでた・気分が悪くなった・顔色が青白くなった・手足が冷たくなった・のどがつまった・・息苦しくなった・誤嚥(気管支に入ったことがある)

受 診番 号	*
--------	---

市町村		保険 区分	市町	村国保 •	後期	高齢	ì • Ŧ	その他	国保・	協会けんぽ	• 健康保障	食組合・ 共	共済組合 •	その他
住 所														
ふりがな 氏 名					1	男	2	女	生年 月日			電話 番号		
受 診 年月日	* 年	月	日	診断	名	*								

	問診事項	下の欄で当てはまるものを○で	でかこみ, ()に必要事項を記入してください
1	最後に飲食をしたのはいつですか	作日 ・ 今日	時 分
2	胃がん検診実施状況)初回診断 1 1年前受診	2 2年前受診 3 3年前受診
	前回の検診方法	胃 X 線検査 2 胃	内視鏡検査
	前回の受診結果	」異常なし b 要精検 (病	名は)
3	今までの既往歴	e -	胃がん b 胃炎 c 胃潰瘍 d 胃ポリープ 十二指腸潰瘍 f 胆石 g 膵疾患 その他(
	これまでに胃に関わる手術を受けたこ とはありますか	ない 2 ある (全	摘・ 1/3切除・ 内視鏡治療)
4	ピロリ菌の検査を受けたことがありますか	ない 2 ある 検査系	結果は (不明 ・ 陰性 ・ 陽性)
	ピロリ菌陽性の方は除菌をしましたか	(いいえ・は	はい) (年前)
	除菌後の結果確認をしていますか	(未確認・	確認済 [成功 ・ 失敗])
5	血縁者でがんになった人は	ない 2 ある 誰が どこ	
6	胃の調子はどうですか	よい 2 悪い (a 胃の痛み(げっぷ 間 その他(いつも b ときどき) (食後・空腹・食事に関係なく) 胸焼け 引のもたれ はきけ 食欲がない)
7	最近やせてきましたか	いいえ 2 はい ()ヶ月に ()kg位
8	アレルギーはありますか	いいえ 2 はい a	バリウム b その他()
9	便は毎日ありますか	はい 2 いいえ	
	便の症状は	ı 普通便 b 硬い便 c -	下痢便
10	たばこを吸いますか	吸わない 2 吸う (1日	本)
11	お酒を飲みますか	飲まない 2 飲む (1日	酒・焼酎 合 ビール 本)
12	ペースメーカーまたは埋め込み型除細 動器を使用されていますか	いいえ 2はい	
13	「女性の方のみ」現在,妊娠していますか	いいえ 2 はい	

〇印があなたの検診結果です。

- 今回の検査では異常を認めません。
- В 軽度所見は認めますが、精密検査の必要はありません。
- さらに「精密検査」をお受けになる必要があります。この「胃がん検診票」と胃部精密検査依頼書及び 返信用封筒をもって、もよりの医療機関窓口で指示を受けてください。

なお、マイナンバーカード(健康保険証)を必ず持参してください。

① 一次檢診機関保存用紙 ② 市町村保存用紙 ③ 二次読影実施機関保存用紙 様式1-2

票(胃内視鏡 胃がん検診

検査用) 受番診号

	米	中国社会社	- 然間古物	149年	五 五 五 五 五	光少了。 今晚处土, 夕晚处里里想, 光一十一个分, 四周岁少了, 多早睡死, 四国并出土	46
	区分	K = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	文/治回	型別のフ・ 1	素 - そうり (大)	18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18.	司 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
开					電話番号		
<u>ふりが</u> な 氏 名			性別	男・女	生年月日		
*	年 月	В	診断名				

•	-		
肿 縕		:	
	ı"	てはまるもの	きのでかこみ, ()に必要事項を記入してください
最後に食事をしたのはいつですか	昨日・・	今日	時 分
胃がん検診受診歴	0 初めて	1 1~2年以	内 2 2~3年以内 3 3~5年以内 4 5年以上前
前回の検診方法	1 胃X線	- 英	2 胃内視鏡
前回の受診結果	a 異常なし	b 要精検	(病名は)
たばこを吸いますか	1 吸わない	2 吸う(1	日 本)3過去に吸っていた
お酒を飲みますか	1 飲まない	2 飲む(: (量:1日	週3日以上) 3 飲む(週3日未満) 4時々飲む 酒・焼酎 合 ビール 本)
血縁者でがんになった人はいますか	1 いない	2 いる	続柄()
今までの既往歴	1 ない	2 \$5	a 胃がん b 胃炎 c 胃潰瘍 d 胃ポリープ e 十二指腸潰瘍 f 胆石 g 膵疾患 h 胃がん以外のがん i その他(
これまでに胃に関わる手術を受けたこ とはありますか	1 ない	2 25	(全摘・1/3切除・内視鏡治療)
ピロリ菌の検査を受けたことがありますか	1 ない	2 25	検査結果は (不明 ・ 陰性 ・ 陽性)
ピロリ菌陽性の方は除菌をしましたか	J	ハハえ・	(はい) (年前)
除菌後の結果確認をしていますか	*	確認・	確認済 [成功 ・ 失敗])
胃の調子はどうですか	1 よい	8 第二 第二 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	(a いつも b ときどき) み(食後・空腹・食事に関係なく) 胸焼け 胃のもたれ はきけ 食欲がない
最近やせてきましたか	1 いいえ	2 はい	か別() コ月々()
薬剤アレルギーはありますか	1 いいえ	2 はい	薬の種類()
「女性の方のみ」現在、妊娠していますか	1 いいえ	2 はい	
現在, 高血圧の治療を受けていますか	1 いいえ	2 はい	
現在, 抗血小板・抗凝固薬を服用してい ますか	1 いいえ	2 はい	薬の種類(
狭心症や不整脈などの心臓の病気があ りますか	1 いいえ	2 はい	病名()
入れ歯をいれていますか	1 いいえ	2 はい	
次の病気で治療を受けていますか	1 いいえ	2 はい	a 緑内障 b 前立腺肥大症 c 甲状腺機能亢進症 d 心疾患
次の鼻の病気をしたことがありますか	1 いいえ	2 はい	a 副鼻腔炎 b 鼻茸 c アレルギー性鼻炎
歯の治療で麻酔を使ったことがありますか	1 いいえ	2 はい	
歯の治療の麻酔を使った時に、 何か問題はありましたか	ล เงเงลิ	กฆ จ	
鼻腔の手術をしたことがありますか	1 いいえ	2 はい	

樣式7 ① 一次檢診機關保存用紙② 市町村保存用紙③ 市町村保存用紙③ 二次酰聚実施機関保存用紙

1	1	名計				東沙田			
「	1	Ę				生年月日			
特権方法 一部 特権方法 一部 特権方法 一部 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日	1	住所				電話番号			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	19 19 19 19 19 19 19 19	検診日				検査方法			
19 18 18 19 19 19 19 19	19 18 19 19 19 19 19 19			-	間診	岳果			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1) 関係 原治	ピロリ菌科	検査受診歴の有無	有(□	型壁口	□ 結果不			
一次前移	一次	ピロリ菌科	除菌治療歴の有無	有(□	□ 失敗	□ 判定前			
「あり つなし つなし では、からから場合	「おり つたし つたし つとし つと	=			一次	完聚			
技術 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1			□GroupX]Group1 □Gro	up2 🗆 Gro			
1 中 項	1 年	胃萎縮度	C-0 \square C-1	□ C-2 □ C-3	0-1 0-0	2 🗆 0–3	□その他・不明	引切除胃、判定不能など	
島地 胃炎	最近 10 全の他((マーナー) 10 全の他((マーナー) 10 全の他((マーナー) 10 全の他((マーナー) 10 全の他((マーナー) 10 全の他((マーナー) 10 年の他(マーナー) 10 年の他((マーナー) 10 年の他(マーナー) 10 年の他(マーナー) 10 年の他(マーナー) 10 年の他((マーナー) 10 年の他((マーナー) 10 年の他((フーナー) 10 年の中((フーナー) 10 日の中((フーナー) 10 日の中((フ			6 胃粘膜下腫瘍				し、粘膜内がん・粘膜下	屠がん)
青海原(A, H, S) 8 逆流性食道後 2	青海海(A, H, S) 8 逆流性食道後 2	62	胃炎		4, H, S)	順:		の(肉眼分類:	^
当形成ポリーブ 10 その他() 10 年の他() 10 年間がんなし 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんない 10 年間がんない 10 年間がんない 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんない 10 年間がんないの思性病変 10 年間がんないの思生物変 10 年間がん 10		ಣ	瘍(A, H, S)			世 朱			
自庭職式リーブ 10 その他()	自庭職式リーブ 10 その他()	4	成ポリープ	9 胃腺腫		#		^	
1-1 内部染り内税鎖所見 □ 口口p感染胃炎 □ 口中感染暖化 □ 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	1.1 1.1 1.1 1.2 1.2 1.3 1.		腺ボリーン	10 その他(^				
1: - A 胃がんなし	1: □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C 胃がん凝い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変き診機関名 当当医師名 □ 画像の網報性 □ 画像の条件 □ 操作にを結構報傷 □ 送気 □ 自像がに足る画像ではないとの結論に違う □ M での改善が必要 □ D が変が必要 □ D は ではないとの結論に違う □ M での改善なる □ M での改善なる □ M での改善なる □ M でのないの □ M で D 目 M に D 目 M の の □ E 目がん以外の悪性病変 □ C 目がん疑い □ D 目がんがん □ B その他()) □ をの他()) □ をの他病変 □ C 目がん疑い □ D 目がんめの悪性病変 □ C 目がん疑い □ D 目がんあり □ E 目がん以外の悪性病変 □ なし なし □ をの他病変 □ C 目がん疑い □ D 目がんあり □ E 目がん以外の悪性病変 □ なし	ピロリ菌	师			染既往	□Hp未感染	□Hp鑑別困難]A型胃炎
A P P P D D P P D D D D D D D D D D D D	1	¥ 4					(
	二次酰素	· 衛型	3					1 11 10 80 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
(場合評価): □溝足し36 □多少改善が必要 □水の改養が必要 □	(集合評価): 口消足し35 口多少改善が必要 DAYと以業が必要 DAYとによる結構に登出 国権の条件 操作による結構組備 送気量 国権の37条 日前を置 BY BY BY BY BY BY BY B				** 1	海影			
□画像の網羅性 □画像の網羅性 □ 画像の網羅性 □ 直線の条件 □ 操作による検験損傷 □ 送気量 □ 両線のラマ数 □ 前処置 交当性: □交当 □不更 □必要体未すべき) □ 自発膜下腫瘍 □ 自発膜下腫瘍 □ 自発膜下腫瘍 鳥肌胃炎 7 十二指腸潰瘍(A, H, S) 悪 2 進行胃がん(角膜分類: 日産機のボリーブ 9 胃腺腫 豊田の成けープ 9 胃腺腫 第 1 その他() コート をの他() 2 を値がん (A をの他() この他() 目がんが、0 日 目がん以外の悪性病変 この他() 目がんあり 日 その他() 連絡診験影響を見会 日 との他病変 □ 日 目がん以外の悪性病変 □ 日 目がん以外の悪性病変 この日前がた □ 日 目がんが、0 日 目がん以外の悪性病変 □ 日 目がん以外の悪性病変	□ 画像の網羅性 □ 画像の条件 □ 操作による格験損傷 □ 送気無 □ 画像の3037数 □ 前処置	画像点檢(総合評	平価): 口浦足しうる	□多少改善が必要			□検診に足る画	像ではないとの結論に達	542
	Se当性:	改善点: □ 画			こよる粘膜損傷 □	مد	□ 画像のコマ数		
2. 1 2. 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	ц Х.У.							
1 胃炎() 6 胃熱膜下腫瘍 1 早期胃がん(粘膜内がん・粘膜下が・粘膜下腺 1 胃炎() 6 胃熱膜下腫瘍 1 日間がん(粘膜内がん・粘膜下が・粘膜下腺 1 日間 1 日	0変当性(要訂正の場合、以下コメント): 口姿当 口要訂正 1 胃炎() 6 胃粘膜下腫瘍 7 十二指腺消腫瘍(A.H.S) 悪 2 進行胃がん(构膜分類: 第 2 進行胃がん(构膜分類: 3 胃潰瘍(A.H.S) と 逆流性食道炎 は 3 胃臓瘍(A.H.S) と 逆流性食道炎 は 3 胃膨腫が (A.H.S) と 逆流性食道炎 は 4 その他() ま 胃膨脹が力・プ 10 その他() ま 胃膨脹が力・プ 10 その他() ま 目がしまって目がん酸い 口口 胃がんあり 口 E 胃がん以外の悪性病変 以 (A.B.S.) と	年検の妥当性			米すべき)				
1 胃炎() 6 胃粘膜下腫瘍 1 早期胃がん(粘膜内がん・粘膜下下 7 十二指腺清解(A.H.S)	1 胃炎() 6 胃粘酸下腫瘍 () 6 胃粘酸下腫瘍 () 6 胃粘酸下腫瘍 () 7 十二指腸潰瘍(A, H, S)	診断の妥当性	生(要訂正の場合、			訂正			
2 鳥肌胃炎 7 十二指腸潰瘍(A, H, S) 悪 2 進行胃がん(内眼分類: 3 胃潰瘍(A, H, S) 8 逆流性食道炎 株 3 食道がん 4 過形皮ボリーブ 9 胃腺腫 馬 4 その他() こ 日 その他()) : 日 月 月 月 日 子の他()) : 日 月 日 子の他()) : 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2 鳥肌胃炎 7 十二指腸潰瘍(A, H, S) 悪 2 進行胃がん(内眼分類: 3 胃溃瘍(A, H, S) 8 逆湍性食道炎 採 3 食道がん 4 過形はポリープ 10 その他() 馬 4 その他()) こ 日 看がんなし 10 その他() 国がんかり □ E 胃がん以外の悪性病変 別験情診認形委員会) 2 日 最終情診認形委員会) 最終判定		()	6 胃粘膜下腫瘍				o(粘膜内がん・粘膜下	層がん)
3 胃溃疡(A, H, S) 8 逆流性食道炎 注 3 食道がん 4 過形皮ボリーブ 9 胃腺腫 第 4 その他()) 5 胃底腺ボリーブ 10 その他()) 4 その他()) 次高影医師名 環線検診流影を具会) 8 全道がん 原への悪性病変 10 その他病変 10 胃がん診り 10 目がん以外の悪性病変 10 目がんが、	3 胃溃疡(A, H, S) 8 逆流性食道炎 完 3 食道がん 4 過形抜ポリープ 9 胃腺腫 B 4 その他()) こ 日 最	23	胃炎	7 十二指腸潰瘍()	A, H, S)	手神		レ(肉眼分類:	^
4 過形技ポリープ 9 胃腺腫 患 4 その他()) 5 胃底腺ポリープ 10 その他()) 目がんが外の悪性病変 関係検診部形を具会) 日 胃がんが外の悪性病変 機構診部形を具会) ・ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	4 過形技ポリープ 9 胃腺腫 息 4 その他()) 5 胃底腺ポリープ 10 その他()) 目がんあり □ Ε胃がん以外の悪性病変 以業務診験形を員会。 2 日本財がんなし □ B その他病変 □ C 胃がん態い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変 は素験診験形を員会。 最終判定	က	瘍(A, H, S)	8 逆流性食道炎		打茶			
5 胃底腺ボリーブ 10 その他()	5 胃底腺状リープ 10 その他()	4	成ポリープ	9 胃腺腫		⊞		^	
: □ A 胃がんな □ B その他病変 □ C 胃がん疑い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変 関線検診器形を具会) 環線検診器形を具会) 最終判定 ・□ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C 胃がん疑い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変	: □ A 胃がんな □ B その他病変 □ C 胃がん態い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変 現験修砂器形委員会) 現験修砂器形委員会) 最終判定 : □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C 胃がん験い □ D 胃がんあり □ E 胃がん以外の悪性病変 : □ A 胃がんなし □ なし		腺ポリープ		(
機能診認形委員会) 最終判定 ・ 日 目がんなし	服委員会			その他病変 口	胃がん疑い	Q		引がん以外の悪性病変	□F 判定不
最終判定 : □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C 胃がん疑い □ D 胃がんめり □ E 胃がん以外の悪性病変	最終判定 胃がんなし 口Bその他病変 口C胃がん疑い 口D 胃がんあり 口 E目がん以外の悪性病変 口 あり 口 なし	二次荒影 (胃內視鏡檢診)	医師名 読影委員会)						
: 🗆 A 胃がんなし 🗆 B その他病変 🗇 C 胃がん凝い 💍 D 胃がんあり 🗇 E 胃がん以外の悪性病変	胃がんなし □Bその他病変 □C胃がん疑い □D胃がんあり □E胃がん以外の悪性病変□ あり □ なし				最終	削定			
	□ 49 □	-						胃がん以外の悪性病変	□F 判定不

- 様式7 ① 一次検診機関保存用紙 ② 市町村保存用紙 ③ 二次読影実施機関保存用紙

胃内視鏡検査結果判定票

フリガナ	村	DI给				
名前	生	年月日				
住所	電	話番号				
検診日	検	查方法	□経□□経鼻			
	問診結	果				
ピロリ菌検査受診歴の有無 有(□ 陽性	三 □ 陰性 □	結果不同	明) 🗆 無			
ピロリ菌除菌治療歴の有無 有(□ 成功	」 □ 失敗 □	判定前	/不明) □ 無			
	一次読	影				
生検 □あり □なし ("生検"ありの場合 結果) □GroupX [□Group1 □Group2	□Grou	p3 □Group4 □Group5			
胃萎縮度 □ C-0 □ C-1 □ C-2 □ C-3	□ O-1 □ O-2 □	□ O-3	□その他・不明(切除胃、判定不能など)			
1 胃炎() 6 胃粘膜下腫瘍			1 早期胃がん(粘膜内がん・粘膜下層がん)			
良 2 鳥肌胃炎 7 十二指腸潰瘍(人	A, H, S)	悪	2 進行胃がん(肉眼分類:)			
性 疾 3 胃潰瘍(A、H、S) 8 逆流性食道炎		性疾	3 食道がん			
患 4 過形成ポリープ 9 胃腺腫		患	4 その他()			
5 胃底腺ポリープ 10 その他()					
ピロリ菌感染内視鏡所見 □Hp感染	胃炎 □Hp感染	既往	□Hp未感染 □Hp鑑別困難 □A型胃炎			
特記事項:						
判 定 : □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C	□ 目がん疑い □ □	胃がん	しあり □ E 胃がん以外の悪性病変 □F 判定不能			
検診機関名 担当医師名						
二次読影						
画像点検(総合評価): □満足しうる □多少改善が必要	ළ □かなり改善が	必要 □]検診に足る画像ではないとの結論に達する			
改善点:□ 画像の網羅性□ 画像の条件□ 操作に	よる粘膜損傷 口 追	気量	〕 画像のコマ数 □ 前処置			
コメント:						
生検の妥当性: □妥当 □不要 □必要(本	来すべき)					
診断の妥当性(要訂正の場合、以下コメント):	□妥当 □要訂	E				
1 胃炎() 6 胃粘膜下腫瘍			1 早期胃がん(粘膜内がん・粘膜下層がん)			
良 2 鳥肌胃炎 7 十二指腸潰瘍(A, H, S)	悪	2 進行胃がん(肉眼分類:)			
性 疾 3 胃潰瘍(A、H、S) 8 逆流性食道炎		性疾	3 食道がん			
患 4 過形成ポリープ 9 胃腺腫		患	4 その他()			
5 胃底腺ポリープ 10 その他()					
判 定 : □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C	□ 胃がん疑い □ □	胃がん	しあり □ E 胃がん以外の悪性病変 □F 判定不能			
二次読影医師名 (胃內視鏡検診読影委員会)						
	最終判定	 它				
判 定 : □ A 胃がんなし □ B その他病変 □ C	Σ胃がん疑い □ Γ	胃がん	しあり □ E 胃がん以外の悪性病変 □F 判定不能			
再検査必要性: □ あり □ なし		1.0				
			再検査が必要な場合は、「要精検」と判定されます。 :果報告書(内視鏡検査用)も記載してください。			

① 胃がん精検実施機関保存用紙

胃部精密検査依頼書(胃部エックス線検査用)

令和 年 月 日

胃部精密検査実施機関 殿

下記の方の精密検査をよろしくお願い致します。

なお、御高診の上、該当項目を記入し、結果通知書2部(②・③)を市町村に御回報ください。

ふりがた	2	44 Fr	□ 明治		(男・女)	
氏 名	∀	生年 月日	□ 大正		(歳)	
1		,,,,,	□昭和	年	月 日生	
住房	·····································		実施機			
			TEL 担当医			
フィルム番	検診年月日 令和 年 月	日	15日区	, taih		
依頼理由						
精密	★	□ L	□ D			
71 dt	□前壁□後壁□小彎	□ 大續	ĥ			
	□ 異常を認めず □ その他病変 □ 粘膜下腫瘍 □ 胃潰瘍瘢痕 □ 胃ポリープ □ 十二指腸潰瘍 □ 胃潰瘍 □ 胃炎 □ 胃がん疑いまたは未確定	□その他	L ()	
診断	□	粘膜下		1織診断	·名	
	□ 非原発性進行胃がん(原発部位 □ その他の悪性腫瘍(食道がん		脂がん・) 悪性リ	ンパ腫・)
検 査 方 法	□ 直接エックス線□ 内視鏡□ 生 検□ その他()	指	導	1. 異常 3. 要治 5. 他院		
			<i>y</i>	医療	機関名•科名	
医 機関名 医師名 TEL		偶列 (有の のみ	⁶ 症)場合		な偶発症(□あり □なし)
		米	青検実施日		令和 年 月	日

様式2-1

- ② 市町村保存用紙
- ③ 胃がん一次検診実施機関保存用紙

胃部精密検査結果通知書(胃部エックス線検査用)

令和 年 月 日

要精検	者の精密検査の結果を下記の通り通知しる	ます。			
ふりがな		□ 明治 生年 □ 大正		(男・女) (歳)	
氏 名		月日 □ 八正 □ 昭和			
住所			機関 EL		
フィルム番号	旁 検診年月日 令和 年 月	担当	医師		
	□ エックス線異常所見				
依頼				2	
理由				\mathcal{A}	
精密核	食査結果				
部 位	□ E □ U □ M □ m □ 前壁 □ 後壁 □ 小彎	□ L □ □ □ 大彎	D		
⇒A bler	□ 異常を認めず□ その他病変□ 粘膜下腫瘍 □ 胃潰瘍瘢痕□ 胃ポリープ □ 十二指腸潰瘍□ 胃潰瘍 □ 胃炎□ 胃がん疑いまたは未確定	□その他()	
診断	□ 原発性の胃がん□ 早期胃がん(粘膜内がん・□ 進行胃がん(肉眼分類:	粘膜下層がん))	組織診断	fA	
	□ 非原発性進行胃がん(原発部位 □ その他の悪性腫瘍(食道がん) ・悪性リ	ンパ腫・)
検 査 方 法	□ 内視鏡□ 直接エックス線□ 生 検□ その他()	指導		なし 2. 経過観察療 4. 要手術 4. マタク	
	□ その他 ()	区 分		八紹介 機関名・科名	
医 機関名 医師名 TEL		偶発症 (有の場合 のみ記載)		な偶発症(□あり □なし)
		精検実施し	3	令和 年 月	日

胃部精密検査依頼書 兼 結果報告書(内視鏡検査用)

令和 年 月 日

胃部精密検査実施機関 殿

このたび下記の方が胃がん検診(胃内視鏡検査)において要精密検査となりましたので、御高診の程よろしくお願い致します。

なお、御高診の上、該当項目を記入し、結果通知書2部(②・③)を市町村に御回報ください。

<一次医療機関でご記入ください。>

使 砂牛月日	
氏 名	
生年月日 (西曆)	
住 所	
依 頼理 由	□ 内視鏡異常所見
実施機関 TEL 担当医師	
	精密検査実施機関でご記入ください。> 査 結 果
部 位	□ E □ U □ M □ L □ D□ 前壁 □ 後壁 □ 小彎 □ 大彎
	□ 異常を認めず □ その他病変 □ 粘膜下腫瘍 □ 胃潰瘍瘢痕 □その他() □ 胃ポリープ □ 十二指腸潰瘍 □ 胃潰瘍 □ 胃炎 □ 胃がん疑いまたは未確定
診断	□ 原発性の胃がん
検 査 方 法	□ 内視鏡 □ 直接エックス線 指 導 1. 異常なし 2. 経過観察 3. 要治療 4. 要手術 5. 他院へ紹介
医 療 機関名 医師名 T E L	医療機関名・科名 (偶発症 (有の場合 のみ記載) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1

精検実施日

令和

年

日

様式2-2

- ② 市町村保存用紙
- ③ 胃がん一次検診実施機関保存用紙

胃部精密検査依頼書 兼 結果報告書(內視鏡検査用)

令和 年 月 日

要精検者の精密検査の結果を下記の通り通知します。

検診年月日	年 月 日
氏 名	
生年月日 (西暦)	
住 所	
依頼理由	□ 内視鏡異常所見
実施機関 TEL 担当医師	
<下記は、 精密検	精密検査実施機関でご記入ください。> 査 結 果
部 位	□ E □ U □ M □ L □ D □ h壁 □ 後壁 □ 小彎 □ 大彎
診断	 □ 異常を認めず □ その他病変 □ 粘膜下腫瘍 □ 胃潰瘍瘢痕 □ その他() □ 胃ポリープ □ 十二指腸潰瘍 □ 胃潰瘍 □ 胃炎 □ 胃がん疑いまたは未確定 □ 原発性の胃がん 組織診断名 □ 早期胃がん(粘膜内がん ・ 粘膜下層がん) □ 進行胃がん(肉眼分類:) □ 非原発性進行胃がん(原発部位:)
	□ その他の悪性腫瘍 (食道がん・十二指腸がん・)
検 査 方 法	□ 内視鏡□ 直接エックス線□ 生 検□ その他(1. 異常なし 2. 経過観察3. 要治療 4. 要手術□ その他(○ 5. 他院へ紹介
医療	医療機関名・科名
機 関名 医師名 TEL	偶発症 □ 重篤な偶発症()(有の場合 のみ記載) □ が □なし
	精検実施日 ▼ 令和 年 月 日

胃がん検診結果一覧表(胃部エックス線検査用)

検診年月日 年 月 日

受什	フイル	rf.		4.50	年	件	住 所	判読結果(月日)			<u>л</u> н	
番号	フイル ム番号	氏	名	生年月日	年齢	性別	住 所 (字番地)	異常有無	疾 病	名	摘	要
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

30

胃がん検診結果一覧表(胃内視鏡検査用)

検診実施機関名() 検診実施 年 月分

判 定 結 果 ※様式4-2 胃がん検診結果通知書(胃内視鏡検査用)及び様式7 胃内視鏡検査結果判 定票により記載 住 所 (字番地) 生年月日 摘要
 最終判定

 再検査の必要性

 機套の必要性

 ※A~Fのいずれかを

 を記載

通知区分
※1~3のいずれかを
記載 生検の有無 □有 □無 □有 □無 2 □有 □無 □有 □無 3 □有 □無 □有 □無 4 □有 □無 □有 □無 5 □有 □無 □有 □無 □有 □無 6 □有 □無 7 □有 □無 □有 □無 8 □有 □無 □有 □無 9 □有 □無 □有 □無 □有 □無 10 □有 □無 □有 □無 11 □有 □無 12 □有 □無 □有 □無 13 □有 □無 □有 □無 14 □有 □無 □有 □無 15 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 17 □有 □無 □有 □無 18 □有 □無 □有 □無 □有 □無 19 □有 □無 □有 □無 □有 □無 21 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 23 □有 □無 □無 □有 □無 25 □有 □無 □有 □無 26 □有 □無 □有 □無 27 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □有 □無 29 □有 □無 □有 □無

□有 □無

□有 □無

様式4-1

胃がん検診結果通知書(胃部エックス線検査用)

様

- ○印があなたの検診結果です。
- A 今回の検査では異常を認めません。
- B 軽度所見は認めますが、精密検査の必要はありません。
- C さらに「精密検査」をお受けになる必要があります。この「検診結果 通知書」と胃部精密検査依頼書及び返信用封筒をもって、もよりの医療 機関窓口で指示を受けてください。

なお、マイナンバーカード(健康保険証)を必ず持参してください。

様式4-2

 所名等) 所 を を を の 結果は、以下のとおりでしたの を の に る に る 。 に る 。 に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。	胃がん検診 (胃内視鏡 でお知らせします。	
N. 1. 17		
糸	吉果コメント	
症状が出た場合は、次回の検診を待専門)を受診しましょう。	が必要と言われた場合は、そ クがある場合は指示に従ってく ってください(胃内視鏡検診は2 や食事がつかえるなどの自覚	□上記の胃がん以外の所見が認められましたが、特に問題ありません。 □上記の胃がん以外の所見が認められ、経過観察が必要です。 ()か月後に来院してください。 □上記の胃がん以外の所見が認められ、治療が必要です。医療機関を受診してください。
2 精密検査が必要です。 上記の病変が疑われました。 <u>すぐに</u> 自覚症状がない胃がんもあります。 ※精密検査受診の際は、「胃部精密体 持参ください。	症状がなくても、必ず精密検査を	<u>を受けてください。</u>
3 すぐに治療が必要な病変が認めら 上記の病変が認められました。 治療が必要となりますので、医療機		

年度

様式5

_	
全住民]	
(No.1)	
密検査実績表 (
/検診·精智	
胃がん	

	_		_	_	_	_			_			_		_	_	_	_	_	_	_		_				_	
		未把握者 数											0												0		
		未受診者数											00												0 0		
		食道がん発見数																									
													00												0 0	ŀ	
		うちがん以外 の悪性疾患 (転移性の胃 がん含む)											0 0												0		
		がん以外の疾患																									
≪n)	-	がんの疑い または 未確定											00												0 0		
精密檢診	精密検診結果	進行胃が ^す か オ											00												0 0		
	精密模												00												0 0	ŀ	
		うち粘膜内がん											0 0												0	L	
		早期胃がん																									
		異常認めず											0 0												0		
		精 受診率 異	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		受診者数											00												00	ŀ	
F		要精検率受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
		所見あり (要精検) 要料											00												0 0		
													0 0												0		
		" (精検不要)											0 0												0 0		
		異常認めず																									
		受診率		\setminus		0	0	0	0	0	0	0	0		//	//	/	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		2年連続 受診者数																									
		うち胃部内 視鏡検査 受診者数																									
		うち 胃部 エックス線 検査 受診 者数 者数																								ľ	
	<u> </u>	前年度 受診者数 II																									
		うち胃部 内視鏡検 査受診者 数					ļ														ļ		ļ				
		うち目部 エックス線 検査受診 者数					ļ			-			ļ								ļ		ļ				
	<u> </u>	当該年度 受診者数 1																									
		校 整 数 数 型 型											0		\setminus										0	l	0
F	***	-/	40歲未満	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	69~59	70~74	75~79	80歳以上	男性計		40歲未滿	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	69~59	70~74	75~79	80歳以上	女性計		<u></u>
r	_	性別 4	4	L	7	ره	⊞ (1)		Ħ 9	<u> </u>	(*	00	<u> </u>		4	7	7	ره			軐		<u> </u>	8			男女計
		市町村												ı L												L	

注 1 「来受診者数」欄には、精検を未受診(受診者本人や精検機関への確認に基づく)の者の数を計止すること。 2 「未把据者数1欄には、受診の有無が確認できなかった者の数を計上すること。 3 fがんの頭にのある者非には非値に1個には、指検受診者のうち、検査結果ががんの疑いのある者、精検が継続中で検査結果が確定していない者の数を計上すること。 4 計には、5の歳未満の入数を加えないこと。 5 「食道がん発見数1欄には、胃部精密検診な精書兼結果報告書に記載されている食道がんの数を計上すること。

意 日

【胃がん検診の目的と方法】

胃がん検診は、症状がない時期にできるだけ早く胃がんを見つけ、早く治療する目的で行われています。その方法には、バリウムを用いる方法(胃X線検査)と内視鏡を用いる方法(胃内視鏡検査)があり、いずれもその効果が証明されています。ま た,両者の方法には良いところと悪いところがあります。

【胃内視鏡検査の方法】

口または鼻から胃内視鏡を挿入し、食道・胃・十二指腸を内腔から観察し、病気 を探します。異常がある場合には病変の一部をつまみ、細胞の検査を行うことがあ ります。

また,色素を散布して,病変を見やすくすることがあります。 なお,生検が行われた場合,生検については保険診療として別途請求があります。 また、生検により粘膜に傷ができますので、検査後当日の食事は軟らかい消化の良いものを食べてください。過激な運動、長湯、旅行などは避けてください。

【偶発症】

令和

年

偶発症が発生する頻度は、胃内視鏡検診では10万件に87件と全国調査により報告 されています。この中には鼻出血などの軽微なものから入院例まで含まれています。 現在, 胃内視鏡検診による死亡事故は報告されていませんが, ごくまれに死亡の 可能性もあります。

- 胃内視鏡検査では、以下の偶発症が起きる可能性があります。 (1)胃内視鏡により粘膜に傷がつくことや、出血、穿孔(穴があくこと)
 - (2) 生検により出血, 穿孔

月

- (3)薬剤によるアレルギー(呼吸困難、 血圧低下など)
- (4)検査前からあった疾患の悪化(症状の出ていなかった疾患も含む)
- ※ 当日の身体の状態により、検診医が検診を受けるべきではないと判断した場合は、検診を受けられないことがあります。

上記の事項について、十分に理解しましたので、その実施に同意します。

 \mathbb{H}

受診者署名

(続柄) 受診者代理署名

なお、当施設では偶発症の防止のために十分な注意を払うとともに、偶発症が発 生した場合には最善の対応をいたします。

令和 月日 検診実施医師名

※裏面の検査についてもご記入ください。

様式6 (裏面)

病理組織検査及びピロリ菌検査についての承諾

胃内視鏡検査施行時に, 医師が検査を必要と判断した場合, 病理組織検査やピロ リ菌検査を勧める場合がありますが、その場合どうされますか?

意思確認のため、以下の項目にご記入ください。

なお,	検査料は	は,保険診療となる	るため,	自己負担	且が必要です	•	
内を	観察し, 良	(生検) 品から小さい器具を と性か悪性かを判断 検査結果が出るま	折する権	食査です。	これにより	, 胃がんの早	
] 胃内視鏡検診 <i>0</i>] 受けません)受診時	寺に受け す	ミす		
胃 <i>0</i> 反原	芯液を添加	-部採取し,ピロ! ロし,反応液の変化)病気の原因にピロ	ごでピロ	リ菌の有	無を判定し	ます。胃炎や	胃潰瘍,
] 胃内視鏡検診 <i>0</i>] 受けません)受診時	寺に受け す	きす		
医師	記入欄	病理組織検査 ピロリ菌検査		実施実施		未実施 未実施	

別紙1

間接エックス線写真読影判定基準

判定基準	所見	指示	通知区分
0	読影不能	再 読 影	再撮影
1	異常なし	精検不要	A
2	軽度の異常		В
3	病変の存在を疑わせる		
4	病変確実	精 検	С
5	悪性病変である ことの診断可能	(至急精検)	

判定基準 0 :間接エックス線写真の読影が不能であるもの。

(読影不能の理由を明記する。)

判定基準 1: 全く異常を認めないもの。

判定基準 2: 軽度の異常を認めても、必ずしも病変の存在を認めないもの。

(例:軽度の胃角開大,裂口ヘルニア,軽度の瀑状胃など。)

ただし、念のため精検を指示する場合は判定基準3として取り扱 う。判定基準2は精検を要するとは考えられないもののみを指す

が,経過観察として再検査を指示してもよい。

判定基準 3: 良性,悪性を問わず病変の存在を疑わせる所見を呈するもの。小

病変はこのグループにもっとも多く含まれている可能性があるの

で、慎重な検査が望ましい。

判定基準 4: 良性,悪性を問わず病変の存在をほぼ確実に指摘できるもので,

必ず精検をうけるよう,特別に強力な指示を必要とする。

判定基準 5: 間接エックス線写真上で、すでに病変であることが確実に指摘で

きるもので,進行がんは当然この基準に入る。したがって,この ような症例は通常の事務的処理を待たずに,至急精検を受けさせ

よ / な 正 / 別 な 通 市 ップ 4 / 方 1 / C 子 と 刊 / C 子 (C , 工 心 相 恢 と 文)

るような通知態勢を取る必要がある。

別紙2

胃がん検診結果通知書(胃内視鏡検査用) 判定方法

		A 胃がんなし	B その他病変	C 胃がん疑い	D 胃がんあり	E 胃がん以外 の悪性病変	F 判定不能
再検査	あり			2	2	2	再検査を勧 めてください
必要性	なし	1	1*		3	3	

※経過観察や治療が必要な場合は、結果通知書のチェックを忘れずに入れてください。

胃内視鏡検査結果判定の通知区分及び指導内容

通知区分	生検の有無	最終判定	再検査の必要性	指導内容
	無	野がんなし	無機などの必要性	・「異常所見がない」または「軽度の所見が認められるものの 治療等の必要はない」方へは、2年に1回の検診を勧奨する。 ・胃がん以外の良性疾患で「経過観察」または「治療」が必要
1, 1*	有	その他の病変	///	な場合は、その必要性について説明し、受診を促す。また、医療機関受診の際は保険診療となるため「マイナンバーカード (健康保険証)」を持参するよう説明する。
3	無	胃がん疑い 胃がんあり	有	異常所見が認められるため、速やかに専門医療機関で精密検 査を受けるよう指導する。
	有	胃がん以外の悪性 病変	r3	医療機関受診の際は保険診療になること、「精密検査依頼書」 と「マイナンバーカード(健康保険証)」を持参することを伝える。
	無	胃がんあり	#	異常所見が認められるため、速やかに治療を受ける必要があることを指導する。
	有	その他の悪性病変	, m	ることで 相等する。 受診の際は保険診療となることを説明する。

解説:

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指す。ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、検診機関、医師会等)と連携して行うこと。また市区町村はその実施状況を把握すること。

1. 検診対象者の情報管理

- (1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか
 - ※ 過去の受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である
- (2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか
 - ※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である
- (3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか

2. 受診者の情報管理

- (1) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
- (2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

3. 対象者への説明、及び要精検者への説明

- (1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明」が全項目記載された資料を、全員に 個別配布しているか**
 - ※ 市区町村が配布していない場合:市区町村があらかじめ確認した資料(全項目が記載されている資料) を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする
- (2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しているか※
 - ※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること
 - ※ 市区町村が提示していない場合:市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が 提示している場合も可とする

4. 受診者数・受診率の集計

- (1) 受診者数・受診率を集計しているか
- (1-a) 受診者数・受診率を性別・年齢 5 歳階級別に集計しているか
- (1-b) 受診者数を検診機関別に集計しているか
- (1-c) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1

5. 要精検率の集計

- (1) 要精検率を集計しているか注2
- (1-a) 要精検率を性別・年齢 5 歳階級別に集計しているか^{注2}
- (1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか^{注2}
- (1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注1,2}

6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- (1) 精密検査方法及び、精密検査(治療) 結果*を把握しているか
 - ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断 や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと
- (2) 精密検査方法及び、精密検査(治療) 結果が不明の者については、本人*もしくは精密検査機関への照会 等により、結果を確認しているか
 - ※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある
- (3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関 が共有しているか
- (4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか

- (5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義注3に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか
- (6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか
- 7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計
- (1) 精検受診率を集計しているか
- (1-a) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
- (1-b) 精検受診率を検診機関別に集計しているか
- (1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1
- (1-d) 精検未受診率と未把握率を定義注3に従って区別して集計しているか
- (2) 胃がん発見率を集計しているか
- (2-a) 胃がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
- (2-b) 胃がん発見率を検診機関別に集計しているか
- (2-c) 胃がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1
- (3) 早期の胃がん割合(胃がん発見数に対する早期がん数)を集計しているか
- (3-a) 早期の胃がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
- (3-b) 早期の胃がん割合を検診機関別に集計しているか
- (3-c) 早期の胃がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか注1
- (3-d) 早期胃がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか
- (4) 陽性反応適中度を集計しているか
- (4-a) 陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
- (4-b) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか
- (4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注1}

8. 地域保健・健康増進事業報告

- (1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告(地域保健・健康増進事業報告)を行っているか
- (2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関 (医療機関)、医師会など)に報告を求めているか
- (2-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか* ※ 今年度は網羅できている場合:網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか
- (3) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関 (医療機関)、精密検査機関、医師会など)に報告を求めているか
- (3-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか* ※ 今年度は網羅できている場合:網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか

9. 精度管理評価と体制改善

- (1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか**

 ※ ましくけ仕様書の代われた 自治体(都道庭具/市区町材)の実施要網等の遵守:
 - ※ もしくは仕様書の代わりに、自治体(都道府県/市区町村)の実施要綱等の遵守を選定条件としても よい
- (1-a) 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」注4を満た しているか
- (1-b) 検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しているか
- (2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか
- (2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか(自己点検)
- (2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか
- (2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか
- (2-d) 改善策の実行に努めているか
- (3) 検診終了後に委託先検診機関 (医療機関) の精度管理評価を行っているか※
 - ※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接 検診機関(医療機関)の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする
- (3-a) 委託先検診機関 (医療機関) 毎に「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか

- (3-b) 委託先検診機関(医療機関)毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか
- (3-c) 「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値をふまえて、検診機関(医療機関)毎の課題を抽出 しているか
- (3-d) 課題のある検診機関 (医療機関) について、改善策を検討しているか
- (4) 検診終了後に委託先検診機関(医療機関)に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか※
 - ※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関(医療機関)にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする
- (4-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか
- (4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか
- (4-c) 課題のある検診機関 (医療機関) に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか
- 注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者(初回の定義は過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者)及び非初回受診者の別を指す。

注2 要精検の定義

胃部エックス線検査の結果、要精検とされた者。もしくは胃内視鏡検査で同時生検を実施した者、及び 同時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査とされた者。問診結果のみでは要精検としない。

- 注3 精検受診、未受診、未把握の定義
 - ①精検受診: 精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・ 受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの*。
 - ②精検未受診:要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの)、及び精密検査として不適切な検査 (ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等)が行われたもの。
 - ③精検未把握:精密検査受診の有無が分からないもの、及び(精密検査を受診したとしても)精密検査 結果が正確に報告されないもの。
 - ※ 精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の 「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がん の疑いのある者又は未確定」に計上する。

なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする。

- ①精検受診 :検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施で その後ダブルチェックで要再検査となった者については、精密検査機関より再検査結果 の報告があったもの、もしくは再検査受診者が詳細(再検査の受診日・受診機関・検査 方法・検査結果の4つ全て)を申告したもの*。
- ②精検未受診:検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査(ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等)が行われたもの。
- ③精検未把握:検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診 の有無が分からないもの、及び(再検査を受診したとしても)再検査の結果が正確に報 告されないもの。
- ※ 以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受 診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。
 - ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの(未報告を含む)。
 - ・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、 及び再検査の結果が正確に報告されないもの。
- 注4 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照

国立がん研究センターがん情報サービス、医療関係者向けサイト、がん対策情報(がん検診)、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3.「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html

解説:

- ① このチェックリストの対象は、委託元市区町村との契約形態にかかわらず、実際に検診を行う個々の 検診機関(医療機関)である。ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医 療機関とみなしても構わない。
- ② 検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、市区町村、医師会等)と連携して行うこと。また検診機関はその実施状況を把握すること。
- ③ 二重読影と比較読影を外部(地域の読影委員会等)に委託している場合は、委託先の実施状況を把握 すること。

1. 対象者への説明

解説:

- ① 下記の6項目を記載した資料を、検診機関に来場した対象者全員に個別に配布すること (ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする)
- ② 資料は検査を受ける前に配布する*
- ※ 市区町村等が対象者への受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は資料内容をあらかじめ確認し、下記の6項目が含まれている場合は、検診機関からの配布を省いてもよい
- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しているか
- (2) 精密検査の方法について説明しているか(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など)
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか**
 - ※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる(個人情報保護 法の例外事項として認められている)
- (4) 検診の有効性(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しているか
- (5) 検診間隔は2年に1回であり*、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか
 - ※ ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない
- (6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか
- 2. 問診、胃部エックス線撮影、胃内視鏡検査の精度管理
 - (1) 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか*としているか ※ 受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択させること
- (2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか
- (3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか
- (4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書*で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準注1 を満たしているか
 - ※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元 市区町村に報告していればよい)
- (5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記しているか
- (6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式注1によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記しているか
- (7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に (180~220W/V%の高濃度 バリウム、120~150ml とする) 保つとともに、副作用等の事故に注意しているか
- (8) 胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を 取得しているか[※]

- ※ 撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く
- (9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診 学会認定技師数を報告しているか**
 - ※ 撮影技師が不在で、医師が撮影している場合は報告不要である
- (10) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル^{注2}を参考にし、仕様書に明記しているか
- 3. 胃部エックス線読影の精度管理
- (1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認 定医数を報告しているか
- (2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であるか
- (3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影しているか
- (4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか
- (5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか

4. 胃内視鏡画像の読影の精度管理

- (1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル^{注2}を参考に 行っているか
- (2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブル チェック[※]を行っているか
 - ※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医**が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる^{注2}
 - ※※ 専門医の条件(資格)は下記(3)参照
- (3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得しているか
- (4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか
- (5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか

5. システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後 4 週間 以内になされているか
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報*について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告 しているか
 - ※ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
- (3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果*(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所 見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めて いるか
 - ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
- (4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会*(自施設以外の胃がん専門家**を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか
 - ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指す。
 - ※※ 当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家
- (5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値 を把握しているか[※]
 - ※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握 すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である
- (6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか

- (7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか
- 注1 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版 (2011)」を参照。
- 注2 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年発行)参照。

1. 検査の精度管理

■検診項目

□ 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか*とする。 ※ 受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択させること

■問診

□ 問診は現在の症状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

■胃部エックス線撮影

	撮影機器の種類を明らかにする。	また撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準 ^{注1}	を満たす
	ものを使用する。		
П	提影材数は最低8枚とする		

□ 撮影枚数は最低8枚とする。

- □ 撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式^{注1}によるものとする。
- □ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に (180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150ml とする) 保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- □ 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること(撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く)。
- □ (自治体や医師会等から報告を求められた場合には)撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定 技師数を報告する(撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く)。

■胃部エックス線読影

解説:外部(地域の読影委員会等)に読影を委託している場合は、委託先の状況を確認する。

- □ (自治体や医師会等から報告を求められた場合には) 読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告する。
- □ 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医と する。
- □ 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

■胃内視鏡検査及び胃内視鏡画像の読影

- □ 胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル^{注2}を参考に 行う。
- □ 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会*により、ダブルチェックを行う。
 - ※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医**が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる^{注2}

※※専門医の条件は下段参照

□ 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得する。

■記録の保存

- □ 胃部エックス線画像、及び胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存する。
- □ 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

■対象者への説明

解説:

- ① 下記の6項目を記載した資料を、検診機関に来場した対象者全員に個別に配布する(ポスターや問診 票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする)。
- ② 資料は検査を受ける前に配布する*。

	※ 市区町村等が対象者への受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は資料内容をあらかじめ確認し、下記の6項目が含まれている場合は、検診機関からの配布を省いてもよい
	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明する。 精密検査の方法について説明する(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、 及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行
	うこと、及び生検の概要など)。 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明する*。
	※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、自治体や検診機関に対して提供できる(個人情報保護法 の例外事項として認められている)
	検診の有効性(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明する。
	検診間隔は 2 年に 1 回であり*、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明する。
	※ ただし当分の間、胃部エックス線検査については、年1回受診しても差し支えない 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明する。
2.	システムとしての精度管理
	解説:検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、市区町村、医師会等)と 連携して実施する。
	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に行う。
	がん検診の結果及びそれに関わる情報*について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告する。
	※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す精密検査方法及び、精密検査(治療)結果*(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。 ※精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
	撮影や読影向上のための検討会や委員会*(自施設以外の胃がん専門家**を交えた会)を設置する。 もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。 ※ 胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織を指す ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家
	事業評価に関する検討
	解説:検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関(都道府県、市区町村、医師会等)と 連携して実施する。
	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値 を把握する**。
	※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可であるプロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向け
	た検討を行う。
	都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、 それを参考にして改善に努める。

注1 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版(2011)を参照。

注2 日本消化器がん検診学会発行、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年発行)を参照。

(参考)

胃集検間接撮影の基準について

~社団法人 日本消化器集団検診学会の『胃X線撮影法標準化委員会答申』を受けて~

平成18年2月13日 徳島県成人病検診管理指導協議会 胃がん部会

日本消化器集団検診学会が初めて昭和49年に間接撮影方式を発表し(「胃癌と集団検診 誌No.28」1974), その後, 問題点が検討され昭和59年には, 改善案として「胃集検間接撮影の基準」が発表されている。(「日消集検誌No.62」1984)。

この改善案は,前壁と胃上部の描出能を向上させることに主眼を置いたものであったが, その後,機器・造影剤の改良,撮影体位の工夫などにより,二重造影主体の撮影法が検討 された結果,「新・胃 X 線撮影法(間接・直接)の基準」が作成され,平成14年5月には 最終答申が発表された(「日消集検誌No.40〔5号〕2001)。

胃X線撮影法標準化委員会においては、平成11年度から14年度まで、今村委員長と5人の委員が基準作成に携わり、間接撮影法については、高濃度低粘性バリウムを使用した二重造影像のみの8枚法を新・撮影法(I)として提唱した。これは東京都予防医学協会で考案された撮影法を改良したものであるが、1時間に15名、一日40~50人の検査人数を目安にしており、職域検診に向いている。

一方,地域における検診では高齢者が多く,検診費用の制限もあり,また,充満像に対する読影医の意向も含めて,過度的措置として従来法・変法(Ⅱ,Ⅲ)を残している。

本県が採用する胃X線間接撮影の撮影術式及び撮影体位は、以下のI、II、IIいずれかの方式とする。一方、直接撮影については、これらの方式に食道撮影及び胃圧迫撮影を加えたものとする。なお、上記の撮影法は基本であり、病変を発見したときは、追加撮影するのは差し支えない。

- I 新・撮影法
- 1 撮影体位および手順
 - ・造影剤は200~220W/V%の高濃度低粘性粉末バリウム120~150ml使用する。
 - ・撮影体位は二重造影法による8体位とする。

(食道部は透視観察または撮影)

- ① 背臥位二重造影 正面像
- ② 背臥位二重造影 第1斜位像
- ③ 背臥位二重造影 第2斜位像 (頭低位)
- ④ 腹臥位第1斜位 前壁二重造影像(上部)
- ⑤ 頭低位腹臥位 前壁二重造影像(体部~幽門部)
- ⑥ 右側臥位二重造影像(上部)
- (7) 背臥位二重造影 第2斜位像(振り分け)
- ⑧ 立位二重造影 第1斜位または正面位像

2 撮影のポイントと注意点

高濃度低粘性造影剤による撮影では、手際のよい短時間の検査が求められる。頻回の体位変換は造影剤の過剰な付着をもたらし、微細粘膜病変の描出を妨げるからである。 発泡剤(5g)で胃を膨らませると、抗コリン剤を使用しなくても、数分間は胃蠕動が抑えられるので、その間に主要な撮影を終えることが撮影のコツである。

- (1) 発泡剤 5 gを水 (20ml) あるいはバリウムで服用後,バリウムを全量飲む。その際, 食道の透視観察を行う。特に、55歳以上の男性では注意深く観察する必要がある。
- (2) バリウムの濃度が高く使用量が少ないため、造影効果を上げる目的に撮影前に水平 位で背臥位から右側臥位方向へ3回転を行う。さらに、撮影体位ごとに左右への交互 変換あるいは回転変換を加える。対象者は、身体能力が十分にある若年から壮年層が 多い職域での検診に向いている。
- (3) 撮影順位は、上記撮影体位の①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧が基準であるが、④ と⑤の前壁撮影は順序が逆でもよい。
- (4) 腹臥位前壁撮影では圧迫用のフトンを使用することが原則である。心窩部あるいは 左悸肋部を目安にする。
- (5) ⑧の立位二重造影像では第1斜位または正面位のいずれでもよい。
- (6) 透視下の観察で異常所見に気づいた際は、1~2枚の追加撮影を行い、病変をより 正確に表現する。 (馬場保昌)

参考文献

- 1) 熊倉賢二, 杉野吉則, 馬場保昌:胃X線診断学—検査編, 金原出版, 東京, 1992
- 2) 佐藤清二, 富樫聖子, 板東孝一, 松本史樹: 馬場塾の最新胃 X 線検査法, 馬場保昌 (編), 医学書院, 東京, 2001

Ⅱ 新・撮影法・変法

- 1 撮影体位および手順
 - ・造影剤は180~200W/V%の粉末バリウムを使用し、量は150ml前後が適量である。
 - ・発泡剤は5g前後とする。
 - ・撮影体位は従来のB法(前壁撮影として腹臥位二重造影像を選択) ¹⁾ に準ずるが二 重造影像を主体とし、以下の8体位を基準とする。

(食道透視観察または必要時撮影)

- ① 頭低位腹臥位 前壁二重造影斜位像
- ② 頭低位腹臥位 前壁二重造影正面像
- ③ 腹臥位第1斜位 前壁二重造影像(上部)
- ④ 背臥位二重造影 第1斜位像
- ⑤ 背臥位二重造影 正面像
- ⑥ 背臥位二重造影 第2斜位像(振り分け)
- ⑦ 右側臥位二重造影像(上部)
- ⑧ 立位充満像または上部二重造影像

2 撮影のポイントと注意点

- (1) 発泡剤は5g前後を水などで服用後、造影剤を全量飲む。その際、食道の透視観察をできる限り行う。特に55歳以上の男性では注意深い観察が必要である。
- (2) ここに述べる方法は、回転に時間のかかる高齢者の多い地域検診者を対象としている。腹臥位から撮影に入るが、造影剤の付着効果と粘液除去の目的で、撮影前に水平位で少なくとも右回り2~3回転が必要である。さらに、撮影時には体位変換と左右のローリングを駆使しバリウムの付着を心がけ、しかも十二指腸への流出は極力抑える。
- (3) 撮影手技のポイント²⁾
 - ・前壁撮影(撮影体位①, ②)

この方法では体動がスムーズに行えない場合やフトンを使用するのに慣れない場合を考慮し、はじめに腹臥位二重造影像を2体位(正面と斜位)撮影し、前壁の胃体中部から幽門部の描出能に注意をはらっている。

·胃上部撮影(③, ⑦)

上部前壁撮影は空気量が十分あること、障害陰影が少ないことに留意し、噴門部は 脊椎と重ならないようにし、造影剤を流しながら正面視できる位置で撮影する。

·後壁撮影(4), 5, 6)

造影剤の付着不良や粘液などが残存する場合は、回転とローリングを撮影体位に合わせて追加するよう心がける。また、振り分けは必ず透視下で造影剤の流れを観察しながら適切な位置で撮影に入る。

·立位充満像(®)

最後に撮影しているが、胃角が十分描出されている場合は全体像を、バリウムの流 出が多い場合は上部の二重造影像のみを撮影する。その際は正面か第1斜位で撮影す るとよい。 (今村清子)

参考文献

- 1) 市川平三郎,山田達也,有末太郎ほか:胃集検間接撮影の基準,日消集検誌 62:3-5,1984
- 2) 今村清子, 馬場保昌, 細井董三ほか:胃 X 線撮影法 (間接・直接) 標準化委員会報告: 第2報, 日消集検誌39 (150): 414-425, 2001

Ⅲ 新・撮影法・変法

1 撮影体位および手順

バリウム・発泡剤は新・撮影法に準じる。最初に4.5gの発泡剤を水で服用後,透視下で食道をよく観察しながら180W/V%,120mlと少ない量のバリウムを服用させる。このことにより、十二指腸への流出の少ない良好な二重造影像が得られる1)。

- ① 頭低位腹臥位 前壁二重造影像(体部~幽門部)
- ② 背臥位二重造影 第1斜位像
- ③ 半立位腹臥位第1斜位 前壁二重造影像(上部)・腹臥位充満像
- ④ 背臥位二重造影 正面像
- ⑤ 右側臥位二重造影像(上部)
- ⑥ 背臥位二重造影 第2斜位像(振り分け)
- ⑦ 立位二重造影第1斜位像

2 撮影のポイントと注意点

この方法は高齢者の多い住民検診に対応するために、造影剤の付着効果と粘液除去の目的での撮影前の体位変換は水平位で右回り2回転とし、①頭低位腹臥位前壁二重造影より撮影を開始している。その後、②背臥位、③腹臥位、④背臥位と交互に体位変換をして回転を加えていき、バリウムの胃壁への付着を心がけている。しかも十二指腸への流出を極力抑えるようにしている。⑤右側臥位で胃上部の二重造影像を撮った後、⑥仰向けに戻して振り分けを撮り、第1斜位にして透視台を立て、⑦立位二重造影第1斜位

像を撮って撮影を終了する。その場合、なるべく幽門全部の二重造影像も一緒に視野内におさめるようにしている。すべての撮影に共通ではあるが、特に⑤・⑥・⑦の撮影の時は、バリウムを流しながらの動的観察をすることが大切である。

各撮影体位は原則とし9インチで撮影し、二重造影の部分が充分に大きな画面で撮影 され、二重造影されていないところは、欠像になってもやむを得ないとしている。

ただし、③は腹臥位充満像も兼ねているために12インチで撮影している。また、胃上部の二重造影の範囲をなるべく広く撮影するために半立位といている。

新・撮影法・変法は充満像が1枚は必要との考えで開発した。しかし、導入後の検討では充満像単独で示現されている癌症例はなく、新・撮影法の導入で期待された胃上部の示現能の向上も胃体部に比べて少なかった。そこで、現在では腹臥位第1斜位前壁二重造影像(上部)を9インチで撮影している。その場合、なるべく胃角の正面像を視野に入れるよう心がけているが、入らない場合は12インチで撮ってもよいことにしている。(渋谷大助)

参考文献

1) 阿部慎哉,野口哲也,島田剛延:高濃度バリウムを使用した胃間接 X 線検査の検討。日 消集検誌 38:579-773. 2000

〈むすび〉

新・撮影法は、平成15年5月、消化器集団検診学会総会におけるコンセンサスミーティングにおいてほぼ合意が得られ、現在、この新・撮影法は各施設に合った形態で全国の多くの施設で実施されつつある。撮影者の技術と読影力の向上が一体になることで、どの施設で受診しても受診者が納得できる良質な画像が得られ、内視鏡に匹敵し、かつX線検査に優位な病変を診断できることになる。これこそが、新しい撮影基準作成の最終目標である。

「日本消化器集団検診学会|胃X線撮影法標準化委員会(五十音順)

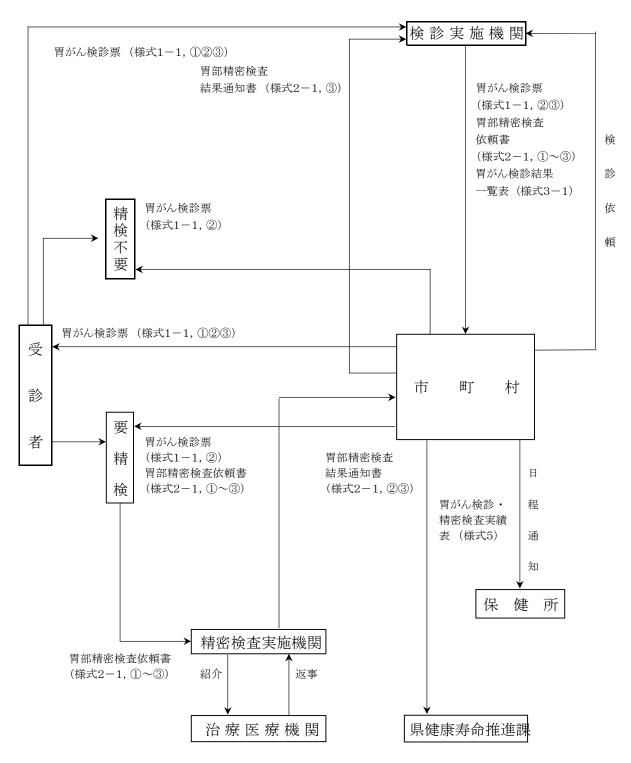
【委員長】

今 村 清 子

【委 員】

北川晋二 渋 谷 大 助 大 橋 信 治 後藤裕夫 杉 野 吉 土亀直俊 鳥巣 隆資 西田道弘 則 西侯寛 馬場保昌 細井董三 松浦邦彦 人 村 松尾祥弘 俊 成

胃がん検診(胃部エックス線検査)のシステム



※検診実施機関が胃部エックス線検査結果通知書(様式4-1)を 作成する場合は、受診者に対する胃がん検診票(様式1-1,②) による通知を、当該通知書による通知に代えることができる

胃がん検診(胃内視鏡検査)のフロー図

